



2018年11月13日

各位

会社名 PCIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原口 直道
(コード番号: 3918 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 井口 直裕
(TEL. 03-6858-0530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年12月20日開催予定の当社第14回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、2018年10月17日付にて開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 定款変更の理由

取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化、並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するため、移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに取締役及び取締役会に関する規定の一部変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年12月20日(木)
定款変更の効力発生日	2018年12月20日(木)

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関) 第 4 条 当社は、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機関) 第 4 条 当社は、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議により選定する。</u> 3 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。</u> 3 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程</u> による。	(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u> による。
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>15名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は <u>5名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内</u> とする。
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>第7章 会計監査人</p>	<p>第7章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の選任及び任期) 第42条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の選任及び任期) 第36条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 計算</p>	<p>第8章 計算</p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第14回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>